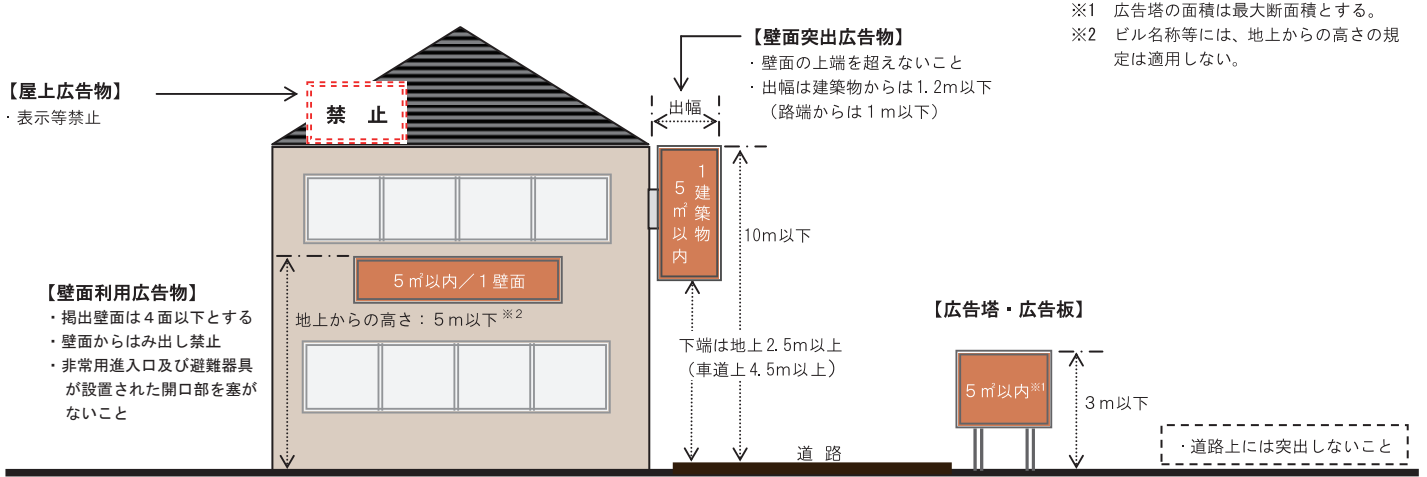


設置位置等の基準

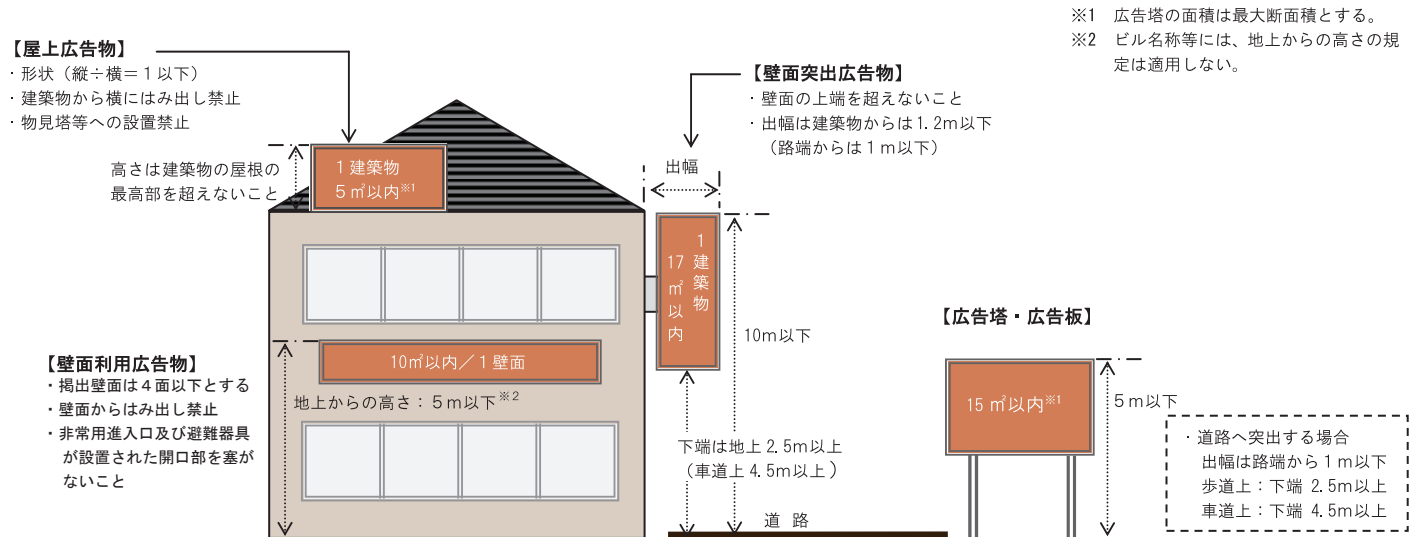
■ 第1種禁止地域	国、県、市の指定又は仮指定の文化財の地域又は場所・保安林・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区・第一種風致地区・自然環境保全地域・古墳・墓場・火葬場・横浜横須賀道路沿道両側500m以内及び海岸線から100m以内の地域(ただし、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域は除きます。)
■ 第2種禁止地域	第1種禁止地域を除いた次に掲げる地域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域(ただし、一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種中高層住居専用地域は除きます。)・第4種風致地区

・ 広告物の表示面積の合計は、第1種禁止地域にあつては5㎡以内、第2種禁止地域にあつては、10㎡以内とする。
 ・ ネオン照明、点滅照明、動光、電光表示装置及び投影広告物の設置又は投影は禁止。
 ・ 眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。



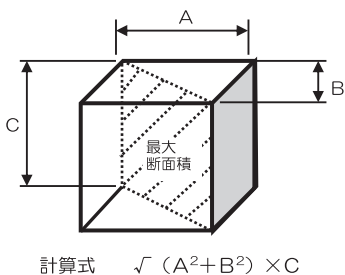
■ 第1種許可地域	第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域(ただし、一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種住居地域は除きます。)・市街化調整区域・一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種中高層住居専用地域
-----------	--

・ 広告物の表示面積の合計は47㎡以内とする。
 ・ ネオン照明、点滅照明、動光、電光表示装置及び投影広告物の設置又は投影は禁止。
 ・ 眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。

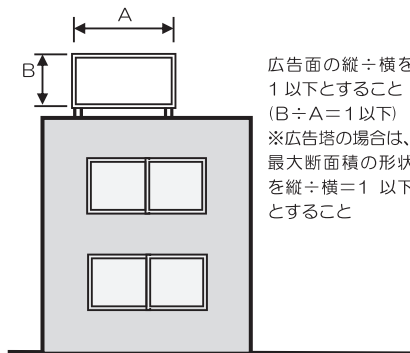


基準の読み方

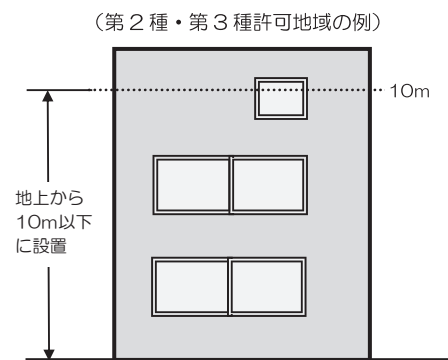
・ 広告塔の最大断面積の算出



・ 屋上広告物の形状



・ 壁面広告の地上からの高さ



第2種許可地域

準工業地域・工業地域・工業専用地域・第2種住居地域・一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種住居地域・近隣商業地域

- ・電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影する場合は、別に定めた基準も満たすこと。
- ・眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。

【屋上広告物】

- ・形状（縦÷横＝1以下）
- ・建築物から横にはみ出し禁止
- ・物見塔等への設置禁止

1 建築物
50㎡以内※1※3

高さは建築物の上端から
5m以下かつ建築物高さ
の1/3以下※4

【壁面突出広告物】

- ・壁面の下端を超えないこと
- ・出幅は建築物からは1.2m以下（路端からは1m以下）

1 建築物
30㎡以内

15m以下

下端は地上2.5m以上
(車道上4.5m以上)

【広告塔・広告板】

30㎡以内※1

10m以下

- ※1 広告塔の面積は最大断面積とする。
- ※2 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物以外に表示する広告幕（昇降装置のあるものに限る。）やビル名称等には、地上からの高さの規定は適用しない。
- ※3 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物には、屋上広告物は設置できない。
- ※4 設置箇所の建築物の高さをいう。

【壁面利用広告物】

- ・掲出壁面は4面以下とする
- ・壁面からはみ出し禁止
- ・非常用出入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと

30㎡又は地上からの高さ10mの当該壁面積の
1/4のいずれか大きい面積以内／1壁面

地上からの高さ：10m以下※2

・道路へ突出する場合
出幅は路端から1m以下
歩道上：下端2.5m以上
車道上：下端4.5m以上

第3種許可地域

商業地域

- ・電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影する場合は、別に定めた基準も満たすこと。
- ・眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。

【屋上広告物】

- ・形状（縦÷横＝1以下）
- ・建築物から横にはみ出し禁止
- ・物見塔等への設置禁止

1 建築物
70㎡以内※1※3

高さは建築物の上端から
7m以下かつ建築物高さ
の1/3以下※4

【壁面突出広告物】

- ・壁面の下端を超えないこと
- ・出幅は建築物からは1.2m以下（路端からは1m以下）

1 建築物
50㎡以内

15m以下

下端は地上2.5m以上
(車道上4.5m以上)

【広告塔・広告板】

30㎡以内※1

10m以下

- ※1 広告塔の面積は最大断面積とする。
- ※2 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物以外に表示する広告幕（昇降装置のあるものに限る。）及びビル名称等及び広告協定建築物の認定を受け一定条件を満たして表示する店舗名称には、地上からの高さの規定は適用しない。
- ※3 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物には、屋上広告物は設置できない。
- ※4 設置箇所の建築物の高さをいう。

【壁面利用広告物】

- ・掲出壁面は4面以下とする
- ・壁面からはみ出し禁止
- ・非常用出入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと

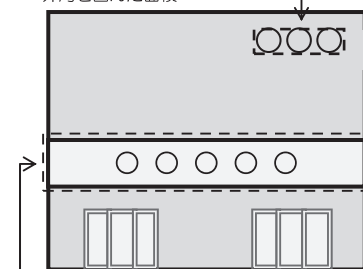
30㎡又は地上からの高さ10mの当該壁面積の
1/4のいずれか大きい面積以内／1壁面

地上からの高さ：10m以下※2

・道路へ突出する場合
出幅は路端から1m以下
歩道上：下端2.5m以上
車道上：下端4.5m以上

壁面広告の面積の算出

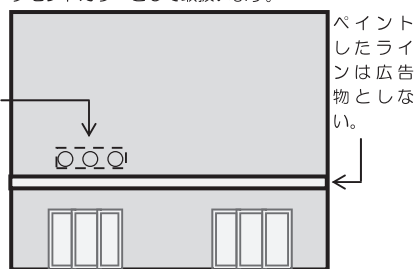
箱文字、切文字、ネオンは、
外周を囲んだ面積



広告板を設置する場合は、広告板の面積

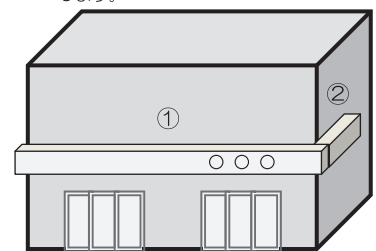
壁面に直接表示するラインは、壁面のアクセントカラーとして取扱います。

この場合、
広告物の
面積は囲
んだ部分



※壁面の色彩については、別途、横須賀市景観計画の色彩基準があります。

2壁面以上にまたがる広告物（コンビニ看板など）は、1壁面ごとに面積を算出します。



■ その他の基準 ■

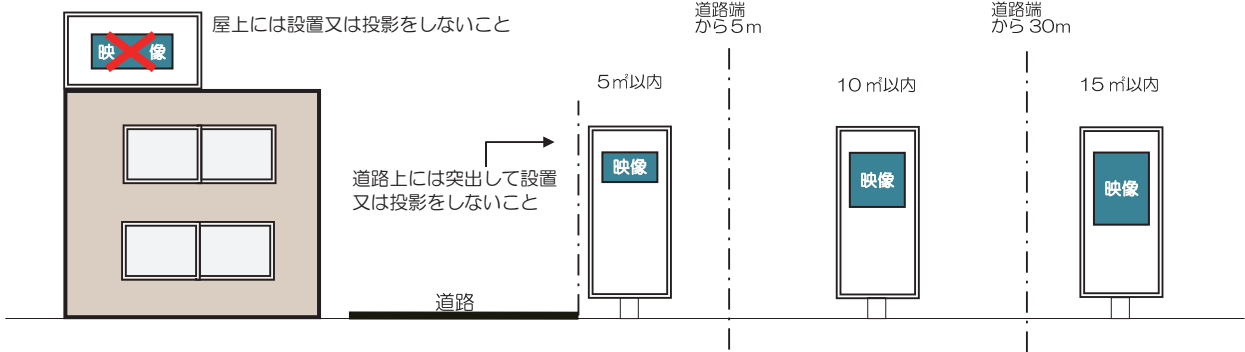
◎ 電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影する場合の基準

- 電光表示装置とは
横須賀市屋外広告物条例では、電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置を「電光表示装置」としています。具体的には、電光掲示板や映像が表示される広告物が該当します。
- 投影広告物とは
横須賀市屋外広告物条例では、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物を「投影広告物」としています。具体的には、プロジェクションマッピングが該当します。
- 電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影することができる地域
第2種許可地域と第3種許可地域において、電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影することができます。
(第1種禁止地域・第2種禁止地域・第1種許可地域では、ネオン照明、点滅照明、動光、電光表示装置及び投影広告物の設置又は投影はできません。)

電光表示装置及び投影広告物の基準（第2種・第3種許可地域）

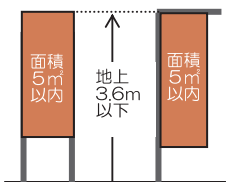
建築物の壁面に直接設置するもの（壁面広告）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路には突出しないこと。 2 道路からの距離が5m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は5㎡以内とすること。 3 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は10㎡以内とすること。 4 道路からの距離が30mを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は15㎡以内とすること。 5 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とすること。 6 一建築物の一壁面についての表示面積は15㎡以内とすること。 7 通行車両に対して表示されていないと認められる場合は、上記第2号から第5号までの規定は適用しない。（第3種許可地域に適用）
建築物の壁面から突出するもの（袖看板）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路には突出しないこと。 2 道路からの距離が5m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面5㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10㎡以内とすること。 3 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面10㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20㎡以内とすること。 4 道路からの距離が30mを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面15㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30㎡以内とすること。 5 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とすること。 6 一建築物につきその表示面積の合計は30㎡以内とすること。（第3種許可地域に適用）
建築物の上部から突出するもの（屋上広告）	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置し、又は投影しないこと。
広告塔及び広告板（建植広告）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路には突出しないこと。 2 道路からの距離が5m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面5㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10㎡以内とすること。 3 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面10㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20㎡以内とすること。 4 道路からの距離が30mを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面15㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30㎡以内とすること。 5 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とすること。 6 一敷地について、電光表示装置又は投影広告物を有する広告物等の設置及び投影は2基以内とすること。

イメージ図

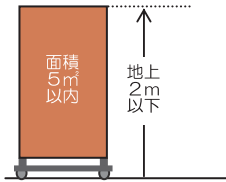


◎ 広告塔、広告板に類するもの

■ 立看板・のぼり旗



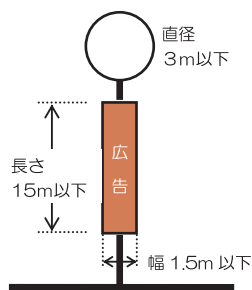
■ 置き看板



・2面以上ある場合は、最大断面積が5㎡以内

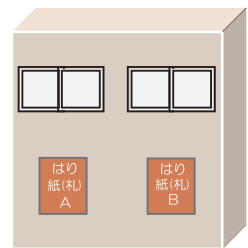
■ アドバルーン

- ・直径3m以下のものとする
- ・掲揚する場合は高度45m以下とする
- ・雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは、掲揚しないこと
- ・広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- ・掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと



◎ はり紙、はり札

- ・1枚1㎡以内
- ・同一のものを連続して表示しないこと
- ・容易に除却できる方法によること



◎ 眺望景観保全基準が定められている場所

- 次の2か所。区域等の詳細は、まちなみ景観課ホームページ等でご確認ください。
- ・「中央公園眺望点」にかかる区域
(次の町の一部：新港町、日の出町1～3丁目、米が浜通1・2丁目、平成町1～3丁目、安浦町1丁目、深田台)
 - ・「くりはま花の国眺望点」にかかる区域
(次の町の一部：長瀬1～3丁目、久比里2丁目、久里浜6～9丁目、神明町)

これら以外の広告物等にも基準がありますので、まちなみ景観課までお問い合わせください。

